

平成 1 3 年度町政執行方針

平成 1 3 年第 1 回上富良野町議会定例会の開催にあたりまして、平成 1 3 年度町政執行の基本姿勢の一端を申し述べます。

昨年 1 2 月に町民の皆様からの暖かいご支援をいただき、町長として 2 期目を迎えることになりました。また、2 1 世紀初頭のまちづくりのかじ取りを担うことは誠に意義深く、その重責に身の引き締まる思いであります。

町政執行にあたりましては、平成 1 0 年度に策定しました第 4 次総合計画を基本とし、基本計画の各分野における各種施策の実現に向け、最善の努力を傾注してまいり所存であります。

町の産業・経済、町民生活を取り巻く環境は、以前にも増して厳しい状況にあります。特に、町財政環境も一段と厳しさを増している状況であります。今後も、議員各位、並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りながら、その期待に応えるべく、まちづくりに全力を尽くしてまいります。

さて、我が国の財政環境はバブル経済の崩壊後、景気の低迷と景気対策に伴う減税措置もあって、国税は大幅な減収が続き、加えて、景気対策に伴う財政出動措置による国債費の増大など、国・地方とも危機的な財政状況となっております。このような状況を克服するため、国は財政構造改革を発表し、行財政改革を強力に推進してきております。

本町においても、自主財源である地方交付税収入の横ばいと義務的経費の増嵩等による財政の硬直化、悪化傾向は例外ではなく、その中において、平成 1 5 年度からは国営事業の債務償還がはじまるなど、ますます収支の不均衡が拡大する傾向にあります。

このような厳しい財政状況に対処し、健全財政を維持していくことが、本町にとっての緊急、かつ最優先課題と考え、平成 1 2 年度を「財政改革元年」と位置付けたところであります。また、財政の健全化の実効性を高めるため、平成 1 2 年 1 1 月に「健全財政維持方針」を策定し、

さらには、この方針の具体的な実行プランとして「行財政改革大綱」を定めたところであります。今後は、この大綱がめざしている 情報公開の徹底、 行政改革の着実な推進、 歳入の確保、 投資的経費の抑制、 財政運営・予算編成手法の改善 の5つの柱を着実に実現することによって、財政の健全化維持が図れるものと考え、職員ともども一丸となって取り組んでまいります。

平成13年度予算案の編成にあたっては、ただいま申し上げました「健全財政維持方針」に基づき、特別な財源に依存しないバランスの取れた、財政構造への変革を目標に、平成12年度歳出一般財源総額の6%削減と限られた財源の中で、いかに町民の負託に応え、効率的な行政サービスを提供していくかを命題に、予算編成を行なったところであります。

以下、予算執行にあたっての施策推進策を申し上げます。

第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」をめざし、中・長期財政計画を遵守しながら、ハード事業とソフト事業の有機的な連携により、創意と工夫のあるまちづくりを推進してまいります。

まちづくりの4本の柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」からなる施策を推進するために、「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」の5つの基本方針に基づいて、次の施策を推進してまいります。

まず1つ目の柱は、「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

生涯学習のまちづくりを基本において、学校教育と社会教育が相互に協調し、一体となって取り組む学社融合の活動を、より一層推進してまいります。特に、健康な体づくりとふれあい交流の場として、パ

ークゴルフ場の整備に着手し、平成14年秋の仮オープン、平成15年度に供用開始ができるよう取り進めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興については、上富良野高等学校教育振興会と連携し、新たに卒業生に対する修学資金の貸付けなど積極的な支援策を講じてまいります。また、校舎改築を1年でも早くに着工していただけるよう、道及び教育関係機関にさらなる要望運動を展開してまいります。

福祉・健康のまちづくりについては、町民の健康寿命の延伸、介護サービス、福祉サービス基盤の整備に努め、町民が安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。

保健福祉の拠点となる保健福祉施設の建設計画については、基本計画を素案として、広く町民や保健福祉関係団体のご意見をいただき、町民参加の計画検討協議会を組織し、具体的な事業計画の策定に取り組んでまいります。

福祉サービスについては、上富良野町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護保険サービス内容の一層の充実を図るとともに、町独自の在宅福祉サービスを引き続き実施してまいります。また、従来から行なってきました寝たきり老人等介護手当については、介護保険の実施で、国において家族介護慰労事業が創設されたことから、町においては介護手当から家族介護慰労事業に移行するとともに、重度の要介護者を在宅介護する家庭の支援を充実するため、寝たきり老人等おむつ購入費の助成額を増額し、負担軽減を図ってまいります。

2年目を迎えます介護保険事業については、制度の定着化と介護予防・生活支援の推進を図るため、新たに在宅での介護保険訪問通所サービス、短期入所サービスの利用者を対象に利用料の一部を軽減する介護保険在宅サービス利用促進事業を実施してまいります。また、介護サービス施設である特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは施設介護の拠点として、サービスの向上と地域に密着した施設運営に努めてまいります。

児童福祉については、保育所での障害児や一時的に保育に欠ける児童を積極的に受け入れる努力をしております。また、留守家庭等の児童対策として児童館事業の内容充実を図り、学童保育についても児童館機能を最大限に活かした運営を行なっております。

障害者対策については、特定疾患受給者、腎臓機能障害者への交通費の補助、重度身体障害者へのタクシー料金の助成、日常生活用具の給付事業を引き続き実施しております。

子育て支援事業については、保健婦や栄養士による家庭訪問、離乳食教室、乳幼児相談、また保育所における育児テレフォン相談等を行なうほか、教育委員会との連携により育児サークルへの支援等も積極的に行なっております。

保健予防については、新寝たきり老人ゼロ作戦事業を継続実施しながら、さらに女性の寝たきりの一要因である筋骨格系疾患の予防に重点をおき、健康寿命の延伸と自立高齢者の多いまちづくりを推進します。

町立病院については、高齢化の進展と慢性疾患患者の増加による医療収益の伸び悩みや医療費抑制策による患者の減少が懸念されるなど、病院経営を取り巻く情勢は厳しい状況にありますが、外科診療に新任医師を迎え、内科診療においても医師体制の充実を図り、夜間診療の実施など地域医療機関として、診療のより一層の充実に努めてまいります。また、在宅で療養されている患者への訪問診療や訪問看護、医薬分業における院外処方箋による薬の調剤方式が町民に定着するよう推進するとともに、各種検診事業や公衆衛生活動を積極的に実施し、医療と福祉の連携のもとに住民ニ・ズに伝えてまいります。

次に、2つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

農業振興については、第4次農業振興計画に基づいた地力増進対策として、緑肥作物作付推進事業、心土破碎推進事業、堆肥増産事業を引き続き実施してまいります。また、食料の安定供給、農業の持続的発展を推進するため、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦や大豆、野菜等を適切に組合せた収益性の高い水田農業経営の確立をめざしてまいります。また、転作ほ場における排水改善対策として、暗渠排水の設置に対し、支援してまいります。

野菜価格安定基金造成事業については、平成13年3月末で施行期限を迎える野菜価格安定基金条例の改正を行ない、平成15年度まで事業期間を延長し、計画的な生産出荷体制を推進しながら野菜の生産振興を図ってまいります。

畜産振興については、畜産基盤再編総合整備事業により自給飼料基盤整備を重点に、畜舎等の関連施設整備を進め、経営体質の強化に努めてまいります。

農業経営環境の安定化については、家族経営の形成を確立するため、家族経営協定の締結を推進します。また、農地利用の集積・土地利用調整、経営移譲年金等の受給指導、農業後継者の配偶者確保対策などを講じてまいります。

国営事業のしろがね地区については、平成14年度の完成をめざし、国営フラヌイ地区とともに畑地かんがい用水路、支線用水路、注水路工事を実施してまいります。また、道営事業については、日清地区畑地帯総合整備事業のほか5事業を引き続き実施してまいります。

商工振興については、景気が一向に改善されない中、商工会、商工業者が一丸となって、消費者ニーズに対応するための努力をいただいているところでありますが、大型店の進出、近隣商業圏への顧客の流出など、非常に厳しい経済状況にあることを認識し、支援策を講じてまいります。

商業者の経済活動の活性化を図るため、個性的でサービス向上が図られる店舗の増改築、商店街が共同で行なうサービス向上事業、空き店舗利活用事業などを対象として「上富良野町商業振興条例」を制定し、支援事業を展開してまいります。また、中小企業者の負担軽減を図るため、資金融資限度額の引き上げを行なってまいります。

商工会支援活動については、経営改善指導や個性的な店づくり、また顧客サービスの向上をめざす活動等への支援や情報化社会の高度化に対応するため、機器の助成を行なってまいります。

企業誘致については、誘致企業の定着と、新たな企業の進出による町への経済効果は大きく、また雇用拡大の面からも重要なことから、町企業振興措置条例に基づき、社会的、環境保全面でも合致した企業の誘致に努めてまいります。

観光振興については、観光客誘致のため地元観光協会をはじめ、富良野地域の市町村との連携により、広域的観光を一層進めるとともに、体験型観光を推進するため、地元産業との結びつきを強めてまいります。また、受け入れ側としても、観光ボランティアの育成、インターネットによる観光情報の充実に努めるとともに、外国人観光客の増加に備えたパンフレットを作成し、観光客の積極的な誘致に努めてまいります。なお、以前より懸案でありました日の出公園の駐車場無料化と山頂展望台までの移動手段については、関係機関の協力を得ながら駐車場の無料化と今年度よりラベンダーシーズン中、公園駐車場から山頂展望台へのシャトルバスの運行を行なってまいります。

次に、3つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

町民が健康で明るく生活し、安心して住みやすい環境づくりを進めるため、利便性の高い社会基盤の整備と、防災、交通安全、消防救急やゴミ処理などの生活システムの向上を図ってまいります。

都市計画マスタープランを基本として、平成12年度に引き続き、

駅や商店街など「まちの中心づくり」に向け、地域住民等のご協力を得ながら、より具体的な構想づくりのための作業を行ってまいります。さらに関係機関との連携、調整を図り、整備に向けた必要な事務手続きも平行して進めてまいります。また、町民主体の取り組みとして「まずはプランター1個からはじめよう」を合言葉に、花のあるまちづくり事業の推進に努めてまいります。

公園事業については、日の出オートキャンプ場の遊具施設や植栽などの整備を行ない、施設管理を(株)上富良野振興公社に委託し、7月のオープンに備えてまいります。日の出公園については、ラベンダーの植え替えを本年度から4年計画で実施し、森林部については、土壌調査の結果を踏まえ、関係機関の助言をいただきながら植栽を行ない、町民の憩いの施設や観光の施設として整備を進めてまいります。また、地区公園、街区公園の整備については、遊具などの整備を行ない、地域の交流の場、憩いの場として楽しく安全に利用ができるよう努めてまいります。

町営住宅の整備については、東町団地建替全体計画3棟40戸の建設を進めてまいりましたが、今年度は3号棟の8戸を建設し、東町団地の建替事業が完了いたします。また、既設町営住宅の住環境を改善するため、「町営住宅ストック総合活用計画」を策定し、当面は計画的に水洗化を進めてまいります。

簡易水道については、水道未普及地域である清富地区について、飲料水供給施設を整備するための調査を行ないます。また、東中地区簡易水道施設では、幹線配水管の布設替えを実施するとともに、老朽化が著しい計装設備の更新を行ない、安全な水の安定供給に努めてまいります。

上水道については、住宅密集地の配水管整備及び老朽管の更新を計画的に進め、漏水防止と有収率の向上を図ってまいります。今後も公共の福祉の増進と企業の経済性発揮という両面の使命をもって、経営の健全化を維持しながら、豊富低廉で良質な水の供給に努めてまいります。

公共下水道については、計画的な事業の推進を図っているところでありますが、引き続き泉町・扇町地区及び新たに光町地区で汚水管渠工事を実施してまいります。また、整備に伴う汚水量の増加に対処するため、本年度から2年計画で浄化センターの水処理施設3池目を増設し、衛生的で快適な生活環境の向上に努めてまいります。

浄化センターの管理運営については、コストの縮減を念頭に公共用水域の水質保全に努めてまいります。また、発生する汚泥の量は年々増加しており、緑農地還元を基本とした土づくりへの有効利用を促進してまいります。

クリーンセンターのダイオキシン対策については、昨年12月から本年1月にかけて焼却施設を点検し、実際にごみを焼却し簡易測定器等でダイオキシン類の数値を計りながら機器の調整を行ない、またその間に測定業者による測定を実施してきたところであります。

現在、施工業者側において原因の究明と資料の整理及びダイオキシン類の結果数値等の分析をしているところであり、原因やその改善策等が報告されてまいりますので、それらを踏まえて、クリーンセンターの安定稼働に向けた諸対応に努めてまいります。

ごみの分別収集については、現在、不燃ごみとして最終処分場に埋め立て処理しているプラスチック類を本年度から富良野沿線市町村の広域でリサイクルすることになり、梱包施設及び機械設備を共同で設置し、最終処分場の延命化に努めてまいります。また、具体的な分別方法について町民への周知を図り、町民のご理解とご協力を得ながら分別収集を開始していく予定であります。

一般家庭からの生ごみの収集については、平成14年度末に富良野地区環境衛生組合の「汚泥再処理センター」が完成する予定であります。町では、この準備のため本年度市街地区の一部住民会をモデル地区に指定し、試行収集を進めてまいります。また、平成14年度には試行収集区域を市街地全域に拡大し、同年10月ごろから汚泥再処理センターに移行する予定であります。

ごみ処理については、ごみの減量化と分別収集の徹底を図りながら、処理費用についても受益者に公平なご負担をいただくため、ごみの有料化を進めていかなければなりません。有料化については、町民の代表者で構成しております「廃棄物減量等推進審議会」等のご意見をいただき、町民、事業者等関係機関と調整を図りながら進めてまいります。

墓地の環境整備については、中央共同墓地の構内道路の舗装及び墓地道路側に植樹等を行ない、整備を図ってまいります。

テレビ難視聴地域の解消のために設置された「上富良野テレビジョン中継局」は20年が経過し、放送装置の更新時期を迎えたことから、富良野市、中富良野町とともに放送装置整備事業を実施してまいります。

交通安全対策については、悲惨な交通事故を起こさないよう、また、発生しないよう引き続き交通安全推進委員会、交通安全協会等の関係機関・団体等と連携して交通安全活動を展開し、交通事故の抑制を図ってまいります。

防災対策については、活火山である十勝岳の正しい知識をもつていただくことを目的に、火山専門家を講師として招き防災講演会を開催してまいります。また、総合防災訓練では、町民への情報伝達訓練、関係機関との通信連絡訓練、町民参加による避難訓練、災害弱者等の救助・救出訓練等を柱として実施してまいります。

昭和58年に設置した防災行政無線施設については、設置から18年が経過し、設備の老朽化が進んだことから防衛施設庁所管の民生安定事業により「上富良野演習場周辺無線放送施設設置事業」として本年度から3年計画で整備を進め、日頃の啓発活動を推進しながら十勝岳火山噴火災害に備えた強い体制づくりに努めてまいります。

社会基盤をなす道路網等の整備については、北16号道路をはじめ8路線の改良・舗装を実施し、南基線道路の歩道設置については、引

き続き実施してまいります。

河川改修等については、防衛施設庁所管の障害防止事業として引き続き神谷川改修のほか2事業を、新たに旭野川砂防工事、ポロピナイ川土砂流出対策工事を実施してまいります。また、トラシエホ口完別川改修工事に伴ない、農道橋架換工事を道の委託事業として実施してまいります。

町営バスの運行については、昨年と同様に3台のバスで5路線を運行してまいります。また、バス待合所を1箇所設置するとともに、バス停留所の看板等の整備も図ってまいります。

次に、4つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

情報公開制度と個人情報保護制度については、まちづくりの主体である町民が自ら考え、行動することをまちづくりの基本に置き、町が保有する情報を町民共有の財産とするため広く公開することにより、開かれた町政を確立し、「共に創るまち」の実効性を高めてまいります。

今後は、両制度の実行に向け万全を期すとともに、それぞれの制度が適正に運用されていくよう、制度の周知と状況報告、併せて職員の研鑽に努めてまいります。

行政と町民による「協働」のまちづくりの推進については、町の主要な政策課題であります保健福祉施設構想や介護保険制度、ごみ対策をはじめ行政全般にわたって、広報紙や防災行政無線等の各種広報媒体を通じ、積極的な情報の提供に努めてまいります。また、町政懇談会や町民ポストの活用により、町民の意向把握に努め、町民との協働によるまちづくりを進めてまいります。

第4次総合計画の実現に向けて諸施策を推進するため、「課長会議」及び「政策調整会議」での横断的な協議により、効率的な行政推進を図るよう努めてまいります。

本年は、昭和26年8月1日に上富良野村から「上富良野町」となつてから、町制施行50年の節目を迎える年であることから、「行政史」の発刊などの記念事業を行ってまいります。

自衛隊に関しては、基地調整室を総合窓口として、地域活動や行政各分野での連携を図りながら自衛隊とのより一層の協調関係の醸成がなされるよう努めてまいります。また、上富良野演習場に係る防衛施設周辺整備事業の採択及び事業の促進については、駐屯地をはじめ関係機関との連絡調整を図りながら、町基地対策協議会の構成団体とともに懸案事業の要望を行なってまいります。

今年実施される参議院議員通常選挙については、はじめて非拘束名簿式で比例代表選挙が実施されることから、慎重かつ万全な執行を支援してまいります。また、これまで13箇所設置しております投票所については、投票立会人、事務従事者、車両などの確保が限界に近づいていることから、地域住民のご理解とご協力をいただきながら、平成14年度を目標に小規模投票所の統合と、統合後午後8時まで投票できるよう選挙管理委員会に検討をお願いしたいと考えております。

行政の執行体制については、平成11年度に機構改革とスタッフ制を導入し、横断的業務や関連業務を見直して町民の皆様が少しでも利用しやすいよう改善してまいりましたが、引き続き簡素化、効率化、電算化を進め、地方分権に対応する行政組織体制の構築に努めてまいります。また、人件費についても、行政サービスの低下を招かない範囲で定年退職後の職員不補充や時間外勤務の抑制を図りつつ、人件費の縮減に努めてまいりましたが、厳しい財政状況の下、常勤特別職の給与見直し、管理職員手当等を見直し、欠員不補充など人件費水準の改善と適正化に努めてまいります。

住民基本台帳については、国では全国各市町村の住民基本台帳をネットワーク化することにより、市町村の区域を越えての住民基本台帳に関する事務や国の機関等の提供ができる仕組みの整備を進めているところであります。このシステムが構築されることにより全国どこの市町村役場でも住民票の写しを取ることができるなど、住民サービス

の向上が図られます。

このことから、町においても本年度から既存住民基本台帳システムの改修などを進め、平成15年8月からの運用開始に向けての整備してまいります。

町税については、適正な課税客体の把握に努め、課税の公平・公正に努め、納期内完納の推進と町税等滞納処理対策プロジェクトの編成により滞納税の解消に一層努力してまいります。

これまでも、2度にわたる「行政改革大綱」を基に、具体的な実施項目を定めた「行政改革実施計画」を策定し、その推進に努めてきたところであり、この計画も平成12年度をもって実施時期を終了することから、今後においては当面の緊急、かつ最優先課題である健全財政の維持のため、行政改革と財政改革を一体とした「行財政改革」に取り組み、町民各位のご意見をいただきながら、着実に、そして積極的に推進してまいります。

以上、平成13年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成13年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は84億1,100万円で、前年度当初予算対比3.8%の減少となっております。

公営企業会計を除く特別会計は総額で41億6,510万円で、前年度当初予算対比1.3%の減少となっております。

一般会計から他会計に対する繰出金及び補助金は、国民健康保険特別会計には保険税軽減の措置等として、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には基準に基づくものとして、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には建設費及び公債費の償還に要する経費等として、

それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計については、基準に基づく経費、経営健全化の経費等として、水道事業会計については、水道事業に伴う負担金措置として、補助金及び出資金を計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、

国民健康保険特別会計	9億3,440万円
老人保健特別会計	13億6,470万円
公共下水道事業特別会計	8億3,340万円
簡易水道事業特別会計	1億8,500万円
介護保険特別会計	5億6,250万円
ラベンダーハイツ事業特別会計	2億8,510万円
病院事業会計	11億5,360万円
水道事業会計	2億7,020万円

となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は、55億8,890万円となり、一般会計予算と合わせた町の総予算額は139億9,990万円で、前年度当初予算対比2.6%(3億8,362千円)減の財政規模となっております。

以上、議員各位、並びに町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

平成13年3月6日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄